

## 令和3年度教育職員免許一括申請に関する諸注意

### 1. 教育職員免許状に記載する氏名の漢字について

申請書に記入していただいた氏名の漢字（戸籍上の漢字）が常用漢字でなかった場合は、別の漢字で代用することとなります。（例：高→高、崎→崎）

これは「戸籍上の氏名と免許状上の記載名とで漢字が異なっても問題はない」という旨の文部科学省の通知に基づく措置ですので、免許状としての効力に影響はありません。

### 2. 発行された免許状の受け渡しについて

一括申請を経て発行された免許状は、卒業式の日（3月25日）に学位記などと一緒にお渡しします。（その際、2日間の介護等体験証明書もお渡しします）

### 3. 申請が取り下げになった場合の手数料返金について

一括申請を利用しての免許申請が取り下げになった場合は、連絡の上、学生課学務係窓口にて申請手数料を返金いたします。

毎年、以下のような理由で免許申請が取り下げになる例が見られますので、十分に注意してください。

- ・今年度卒業者（修了者）ではないため
- ・必要科目の単位を取得していないため
- ・卒業年度に必要な科目の単位取得授業において「失格」となったため
- ・一括申請に利用できない他大学の単位を使うため（この場合、個人申請が可能）

### 4. 申請にあたって東京都外の大学の単位を利用している場合について

今回の一括申請においては、一部の科目を除いて東京都外の大学の単位を使用することができません（東京都教育委員会の一括申請システムが、東京都外の大学の単位については基本的に対応していないため。）

このような理由から、この度の申請受付において申請書や関連書類等を提出していただき、その場では受付が完了したとしても、後になってから「一括申請によって免許状を取得することができない」旨の連絡をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

しかしながら、上記の理由のために一括申請によって免許状の取得ができなかった場合は、卒業後に各自で、居住地の都道府県教育委員会に個人申請をしていただくことで、免許状を取得することが可能です。

その場合の手続方法等の詳細につきましては、別途お尋ねください。